

日介支専協第 1-0249 号

令和元年 11 月 27 日

株式会社日本経済新聞社
編集担当者 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴口 里則
[公 印 省 略]

令和元年 11 月 12 日付記事に関する質問書

令和元年 11 月 12 日付の日本経済新聞の 5 面に「ケアマネ、過剰介護を助長？」との記事について、当協会の見解をお伝えするとともに、当協会の見解と大きく乖離した記事の内容について質問をいたしますので、令和元年 12 月 6 日までにご回答いただきますようお願いいたします。

多くの介護支援専門員は利用者本位・公正中立な支援を忠実に守りながら業務に従事しております。それを証明するものとして以下の分析および調査結果を根拠としてあげられます。

まずは居宅介護サービスの保険適用の上限となる区分支給限度額の平均利用率ですが、平成 30 年度において当協会が介護給付費等実態統計より算出した結果として、要介護 1 では 44.4%、要介護 5 でも 65.3%です。このことから介護支援専門員は過剰に区分支給限度額の上限まで使うことなく、必要に応じたケアマネジメントの提供を行っています。

また平成 30 年度に厚生労働省が行った「平成 30 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査」での「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査研究事業」の報告書に記載されているレセプトデータの結果でも、平成 30 年度の特定期間集中減算（※）は、請求事業所のうち 5.5%しかありません。

また上記事業の調査結果では、【ケアマネジャーが特定のサービスや事業所をケアプランに位置づけることの有無】について聞いたところ「ある」と回答した事業所は調査回答事業所のうち 18.6%であり、うち法人や事業所の指示により位置づけたと回答している事業所は調査回答事業所のうちでは 2%である。ちなみにその他の「ある」と答えた理由は地域でサービス事業所が限られている事や利用者に対して必要な機能を備えているからとした理由が多くを占めています。

また、介護支援専門員個々に対する調査でも【自法人の系列サービスの利用を、必要性を超えて推奨したことの有無】についての質問でも、あると回答した者は 8.1%であり、ないと回答した者は 90.2%という結果になっている。これを裏付けるように上記事業の利用者を対象とした調査結果としても【利用するサービスについて、複数の選択肢が示されたか】という質問には 90%近くの利用者が選択肢を提示されたと答え、80%近くが自分で選択したと回答しています。この利用者の調査については別にも平成 28 年度の「介護に取り組む家族の支援に資する民間サービスの普及・促進に関する調査研究事業」でも【ケアマネジャーはあなたの立場や要望を配慮してケアプランを立ててくれるか】との質問で調査されていますが、この質問に対し 86.3%の利用者が「そう思う」「ややそう思う」と回答しています。

これらの事からも介護支援専門員が適正にサービスの選定や紹介を行い、利用者の自己決定と自立支援に配慮して業務の遂行にあたっているとと言えます。

※特定事業所集中減算とは

毎年度 2 回、判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護のそれぞれについて、最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の割合が 80%を超えた場合であって、正当な理由がない場合に減算される。

これらの事を踏まえて貴社の記事に対して以下の質問と回答を求めます。

1. 記事の中で介護支援専門員がサービス事業所に所属しているため、グループ事業所の介護サービスをプランに入れがちであり、収益につなげるための営業員としての側面があるとの記載がありますが、これでは全ての居宅介護支援事業所の介護支援専門員はケアマネジメント専門職ではなく、介護サービス事業所の営業職員と解釈されます。

平成 28 年度及び平成 30 年度の介護報酬改定検証調査でも介護支援専門員が【サービス提供事業所を選定するにあたり重視している点】という質問に対し、多いのは「利用の状態像に応じたサービス提供をしてくれる」(H28 年が 85%、H30 年が 83.5%)、「何か問題が生じた場合に適切に対応してくれる」(H28 年が 80.7%、H30 年が 80.5%) と多く、「自法人のサービス事業所である」(H28 年が 10.2%、H30 年が 9.5%) という結果からも営業と言う言葉は適切ではないと考えます。

記事のその文面は何を持ってその根拠としたのでしょうか。

2. 実態を裏付ける分析として医療経済研究機構はケアマネが介護サービスの量を適切に設定できず、過剰なサービスを助長していることを示す調査結果をまとめたとありますが、医療経済研究機構の過去の調査を調べましたが確認できませんでした。

記事に書かれている調査結果とは一体いつのどのような調査の結果なのでしょうか。

3. 記事の中でデイサービスのみのデータを示して沖縄県や佐賀県を例に挙げていますが、全都道府県の実情を対比しての集計結果なのか疑問が残ります。

各都道府県では、人口規模や構造、経済状況、主要産業等多様な条件が異なります。その為に地域包括ケアシステムの深化が進められていると考えられます。当然、沖縄県及び佐賀県の実情も十分に加味され分析されたと思いますが、同封した沖縄県支部及び佐賀県支部の意見書とは認識が異なるようにみられます。

沖縄県や佐賀県に対する調査結果と分析の根拠を示していただくとともに、1つのサービス種別の事業所数や利用状況をもって介護支援専門員が利用誘導していると結論付けた意図について、明確な根拠はどのようなデータから導き出されたものなのでしょうか。

4. サービス事業所が多いと競争が激化し、介護支援専門員が経営維持のために不必要なサービスを組み込んでいる構図が浮かび上がるとありますが、本来サービスの利用決定は利用者やその家族及び主治医や医療福祉の専門職との合議のうえにおいて行われるものです。

その決定されたサービスについて、経営維持のため不必要なサービスと位置づけた根拠は一体どのような分析結果なのでしょうか。

添付資料

- (1) 沖縄県支部（沖縄県介護支援専門員協会）意見書
- (2) 佐賀県支部（佐賀県介護支援専門員協議会）意見書
- (3) 佐賀県支部資料①…一人あたり介護給付費（佐賀県）
- (4) 佐賀県支部資料②…訪問・介護比率（佐賀県）